# 社会福祉法人旭会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人旭会(以下「当法人」という。) 定款第8条及び 第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員と評議員選任・解 任委員会委員(以下「役員等」とする。) の報酬等について定めるものとする。

#### (報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
  - (1) 常勤役員(理事長・施設長)については、次の通り、報酬及び退職手当を支給する。

尚、非常勤役員(理事・監事)については、報酬を支給せず理事会等に参加した者に1回当たりの日当として、税引き後5,000円を支給する。 非常勤役員全員の日当の各年度総額は30万円以内とする。

#### <内訳>

- ①常勤役員理事長の各年度内報酬の上限は、410万円以内とする。
- ② 常勤役員施設長の各年度内報酬の上限は、670万円以内とする。
- ③全非常勤役員(理事・監事)の各年度総額は、30万円を超えない範囲。 (定款第21条-役員の報酬等)
- (2) 評議員と評議員選任・解任委員会委員については、報酬を支給せず評議員会等に参加した者に1回当たりの日当として、税引き後5,000円を支給する。 尚、評議員と評議員選任・解任委員会委員全員に対する各年度総額は、20万円を超えない範囲で支給する。

(定款第8条-評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬等) 但し、法人職員に対しては支給しない。従来の費用弁済は、取り止めし 今回の日当に含めるものとする。 (別表4に定める額)

2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、 死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者について は、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

- 第3条 常勤役員(理事長及び施設長)及び非常勤役員(理事・監事)等に対する報酬 の総額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
  - (1) 常勤役員への報酬については、別表第1から別表第2に定める額
  - (2) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
    - ① 常勤役員理事長の場合は、福祉医療機構の退職手当計算方法に準じる額とする。
    - ② 常勤役員施設長の場合は、福祉医療機構及び千葉県社会福祉事業共助

会に加入している場合、双方の退職金を支給にあてる。

なお、施設長で双方の退職金制度に加入していない場合は、福祉医療機構及び千葉県社会福祉事業共助会の退職手当計算方法に準じる額とする。

(3) 通勤手当については、職員給与規程第19条の規定に準じる額

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員については、職員給与支給方法に準じて支給する。非常勤役員等に 対する日当の支給は理事会及び評議員会等開催の都度、参加者に現金で支給す る。

なお、退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3 ヶ月以内に支給する。

### (報酬等の日割り計算)

- 第5条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
  - 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月 の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り によって計算する。
  - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

### (端数の処理)

- 第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり 端数処理を行う。
  - (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
  - (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (公 表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改 廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補 則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

# ・別 表1 (常勤役員・理事長の報酬)

役職名	各年度内報酬の上限額(賞与含む)
理事長	各年度年間 410 万円以内

## ・別 表2 (常勤役員・施設長の報酬)

役職名	各年度内報酬の上限額(賞与含む)
施設長	各年度年間 670 万円以内

## ・別 表3 (常勤役員・理事長の退職金算定式)

退職金は、退職前6ヶ月の通勤手当を除く平均報酬額により、福祉医療機構の支給乗率及び退職手当計算方法に準じて支給する。

## ・別 表4 (非常勤役員等の報酬)

1. 評議員及び評議員選任・解任委員会委員

評議員及び評議員選任・解任委員会委員	日額
評議員会への出席	1 日当たり
	5,000円(税引き後)
評議員選任・解任委員会への出席	1日当たり
	5,000円(税引き後)

※ 但し、法人職員に対しては支給しない。尚、従来の費用弁済は、取り 止めし、今回の日当に含めるものとする。

## 2. 理事

理事 (非常勤役員)	日 額
理事会等会議への出席	1日当たり
	5,000 円(税引き後)

※ 但し、法人職員に対しては支給しない。 尚、従来の費用弁済は、取り止めし今回の日当に含めるものとする。

# 3. 監事

監事	日 額
理事会・監事監査等への出席	1日当たり
	5,000円(税引き後)

※ 従来の費用弁済は、取り止めし今回の日当に含めるものとする。

以上